

部長会議

日時：令和7年4月1日（火）

午後4時00分～

場所：市役所4階 庁議室

1 市長の話

（1）職員に向けた訓示について

本日、新任職員及び課長級昇任者への訓示を行いました。組織のトップとして全ての職員にお伝えしたいのは、職員一人ひとりが幸せになってほしいということです。仕事はもちろん大切ですが、それぞれの人生がありますので、「仕事を通じて幸せになる」ということを、こだわっていきたいと思います。

その上で、皆さんには役職に応じた視点も持っていただきたいです。新たに課長級となった方には、「与えられた環境の中で、100%の姿勢で誠実に臨んでいただき、課員の幸せも実現してほしい」ということを伝えたところです。

更に上の役職である部長級の皆さんには、「課長級へのマネジメントを通じて、部内の職員一人ひとりに幸せになってもらう」という意識を持つとともに、事業の進捗に関しても一定の成果を求めたいと思います。もちろん、最終的な責任は市長である私が負うことになりますが、各自が担当する分野の責任と結果に対して積極的にコミットしてください。

（2）事業の進捗管理について

PDCA サイクルを回していく上では、目標を具体的な数値や言葉で明示してください。その思いを今年度のプロセスシートに反映していますので、プロセスシート作成に際しては留意してください。これまでも、プロセスシートは進捗管理ツール一つではありましたが、今年度からは積極的に結果を出していくという次のステージに移りたいと思いますので、よろしくお願いします。

（3）職員の目標管理について

PDCA の話は目標管理シートにも言えることです。目標設定時や面談の際は「取り組む」「頑張る」といった検証不可能な言葉ではなく、基準日時点で具体的な数値や状態を示してください。適切な目標設定により、皆さんの部下や課員がどのような仕事をすべきかを議論するためのツールになります。

具体的な目標設定と PDCA サイクルの運用を通じて、今年一年しっかりと組織運営をしていきたいと思っています。皆さんのご協力をお願いします。

2 新任の部長級職員の紹介・あいさつ

新任部長級職員が抱負を含めあいさつ。

3 通知及びお知らせ

(1) 令和7年度行政組織図（管理職の配置概要）について（企画財政部） 【資料1】
（資料に沿って説明）緊急連絡網については各部長級宛てに別途送るので、校正の有無等を確認してください。

(2) 令和7年度部長会議について（企画財政部） 【資料2】
資料に沿って開催スケジュール等を説明。

(3) 令和7年度の行財政運営通知について（企画財政部） 【資料3】
資料に沿って内容を説明。
（質問）資料内「3. 組織力強化に向けた取組み（4）」の「全業務の検証」にかかる具体的なイメージについて
（回答）基本的には全業務が対象ではあるが、市民の申請手続きに関わる分野を特に進める予定です。今後の方向性は、行財政改革審議会等を通じて見直しを図りますので、経過については適宜共有します。
（市長コメント）

今、DXに取り組むことで、将来の市民サービスや業務効率が向上するのであれば、当初の負担感はあるかもしれないが、できることから一つずつ取組んでいきたいと考えています。

4 その他

(1) 参議院議員選挙及び国勢調査の応援について（企画財政部）

ア 参議院議員選挙について

応援期間は概ね5月上旬から8月上旬です。

市長公室、都市政策部、美化衛生部、福祉部からの応援を予定しています。

イ 国勢調査について

期間は8月から令和8年1月までの予定です。

応援体制および担当部局は未定です。

事務分担等を決める際には、職員の応援があることを念頭に置くようにお願いします。

(2) 個人情報の取り扱いについて（総務部）

防犯カメラの更新に際し、委託事業者が防犯カメラを紛失するといった事案が生じています。改めて、個人情報の取り扱いについて、通知する予定ですので、各所属においても適切な対応をお願いします。

(3) 働き方改革の取組みについて（総務部）

以下のとおり勤務間インターバル制度の導入及び子育て中の職員に対する職務専念義務の免除制度の拡充を行います。詳細については、ガルーンで通知します。

ア 勤務間インターバル制度の施行について

勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間について、11 時間以上の時間を確保するよう任命権者に努力義務を課すものです。

時間外勤務を行わないことを原則とした上で、インターバル時間の確保については、勤務の開始時刻の延伸、年次有給休暇の取得など、職員の選択を尊重できるように取り組みます。

イ 子育て中の職員に対する職務専念義務の免除制度の拡充について

小学生の子を養育する正規職員を対象に施行していた免除制度を拡充します。

拡充前は正規の勤務時間の始めか終わりに、1 日 30 分以内 で職務に専念する義務を免除していましたが、小学校 3 年生の終期までの子を養育する場合は 2 時間を超えない範囲で免除します。

*** 次回部長会議予定 令和 7 年 5 月 2 0 日（火）午前 9 時 0 0 分～**